

筑紫野市 子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

みんなで育もう！ キラリ、笑顔
筑紫野の子どもたち



平成 27 年 3 月
福岡県筑紫野市

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

このことから、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

子育て支援をめぐるのは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本市においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を、また、「子どもの最善の利益」を目的として、平成23年4月に「筑紫野市子ども条例」を施行し、子どもの施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

以上のことを踏まえ、子どもとその保護者に子育てに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもがそれぞれの地域で安全かつ安心に暮らしながら、社会の一員として成長するとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

2. 計画の期間

計画期間については、平成27年度を開始初年度とし、平成31年度までの5年間とします。

また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成31年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

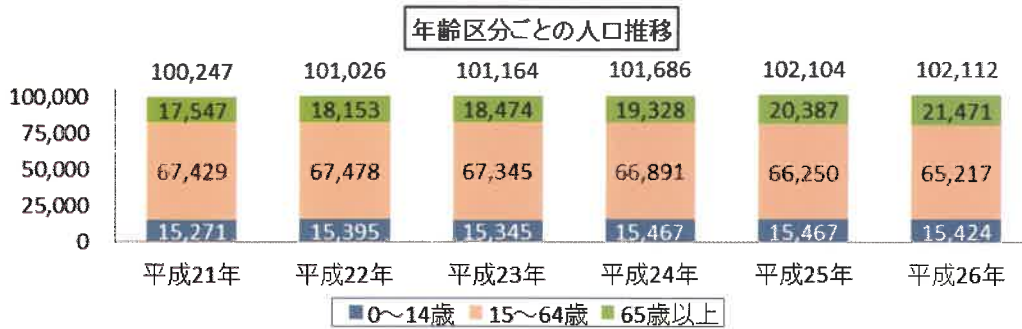
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子ども・子育て支援事業計画				
← 実施・検証 →				計画見直し

3. 人口の動向

(1) 筑紫野市の人口推移

筑紫野市の人口は、平成 21 年の 100,247 人から平成 26 年の 102,112 人と年々増加傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14 歳の年少人口、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあるものの、15～64 歳までの生産年齢人口は減少傾向にあります。



(2) 将来人口推計

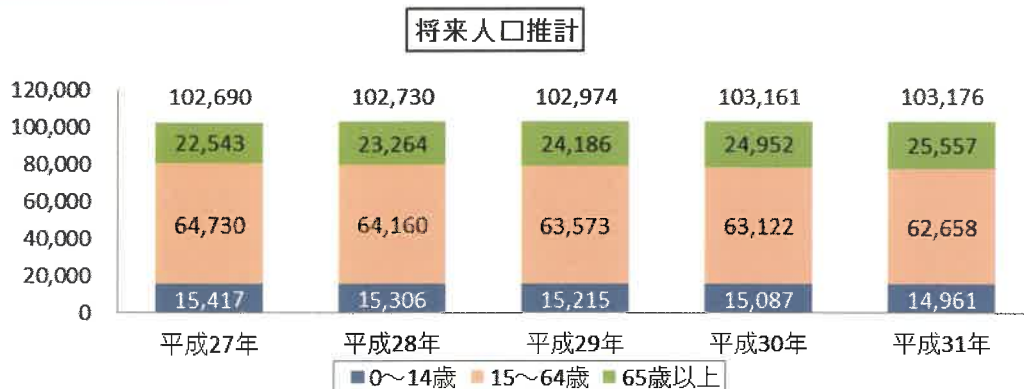
以下に、平成 27 年から平成 31 年までの人口推計値を示します。

総人口は増加傾向にあるものの年少人口は減少傾向となっており、計画最終年の平成 31 年には総人口が 103,176 人、年少人口が 14,961 人と見込まれています。

本推計は、平成 21 年から平成 25 年の 4 月 1 日現在の住民基本台帳データを基に推計を行っています。

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
年少人口(0～14 歳人口)	15,417	15,306	15,215	15,087	14,961
未就学児(0～5 歳)	6,015	5,948	5,802	5,692	5,556
小学生(6～11 歳)	6,157	6,164	6,247	6,317	6,298
中学生(12～14 歳)	3,245	3,194	3,166	3,078	3,107
生産年齢人口(15～64 歳)	64,730	64,160	63,573	63,122	62,658
老年人口(65 歳以上)	22,543	23,264	24,186	24,952	25,557
総人口	102,690	102,730	102,974	103,161	103,176



4. 基本理念

(1) 基本理念

人口減少や少子高齢化が一層進行すると予想されている状況の中、筑紫野市で生まれ育つ子どもたちが、未来の社会を担う人材として、健やかに笑顔あふれて成長していくことが、より一層重要であり、また、保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

子どもは、今を生きる一人の人間としてかけがえのない存在であり、今後の筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。子どもが、自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるよう「子どもの最善の利益」、「未来を切り開いていく生きる力を高めること」が保障されなければなりません。

そのため、大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等、子どもの個々の状況に応じた支援をしていくことが必要です。

このように、子どもたちの成長のためには、家庭だけでなく、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、保護者の子育てを支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども自身の健やかな育ちを温かく見守り、保護者とともに子どもを育てていくことが何よりも大切であることを基本理念として決めました。

また、このような考え方に基づき、次世代育成行動支援計画において、“みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち”をキャッチフレーズとして決めました。

本計画においては、この基本理念・キャッチフレーズを基に各種施策に取り組みます。

みんなで育もう！ キラリ、笑顔

筑紫野の子どもたち

(2) 施策の体系や方向性

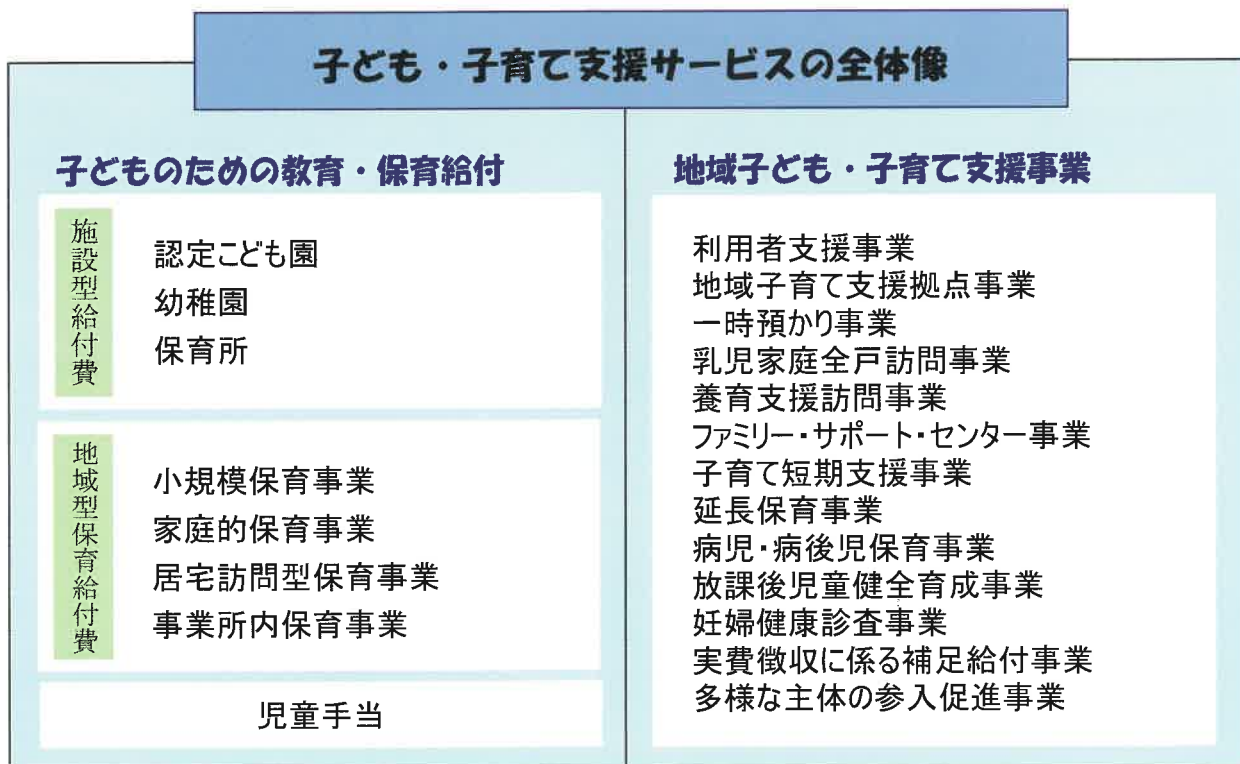
第四次筑紫野市総合計画は、「みんなでつくる 自然と街との共生都市 ちくしの」をめざして10の政策、33の施策と134の基本事業から成り立っており、その施策に基づいて筑紫野市子ども・子育て支援事業計画では、子どものための高質かつ安定的な教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業の実施、その他子ども・子育て支援に係る施策の充実、次世代育成支援に係る行動計画を大きな基軸として、施策の展開を図ることとします。

5. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



6. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

筑紫野市の教育・保育提供区域に関しては、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

7. 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保数等

子ども・子育て支援法に基づき、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に関して、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保の方策」を下記のとおりまとめました。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保数

事業名	確保方策	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育施設 (認可保育所・認定こども園・地域型保育施設)	見込数	2,083	2,094	2,074	2,067	2,048
	確保提供数	2,112	2,222	2,222	2,222	2,222
特定教育施設 (幼稚園・認定こども園)	見込数	1,345	1,357	1,349	1,348	1,340
	確保提供数	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605

(2) 地域子ども・子育て支援事業見込量一覧

事業名	確保方策	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援事業	実施箇所	—	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	利用人数	50	50	50	50	50
	実施箇所	2	2	3	3	3
一時預かり事業①	利用可能数	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	実施箇所	7	7	7	7	7
一時預かり事業②	利用可能数	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
	実施箇所	3	3	3	3	3
乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数	900	900	876	863	842
養育支援訪問事業	訪問人数	50	50	48	47	45
ファミリー・サポート・センター事業	利用可能数	145	145	145	145	145
子育て短期支援事業	利用人数	—	—	—	—	—
延長保育事業	利用可能数	482	502	502	502	502
	実施箇所	12	13	13	13	13
病児・病後児保育事業	利用可能数	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
	実施箇所	2	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業	利用可能数	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500
	実施箇所	22	23	24	25	25
妊婦健康診査事業	受診人数	71	71	69	68	60
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	生活保護世帯に対して、「給食費」とそれ以外の「教材費・行事費等」に分けて、費用の一部に関する補助を検討				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開				

8. 第二次 筑紫野市次世代育成支援事業（前期）

（1）事業の位置づけ

本事業は、子ども・子育て支援法第 61 条及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項並びに筑紫野市子ども条例第 10 条第 3 項に基づく支援事業と位置づけます。

また、この事業は『第四次筑紫野市総合計画』や『健康ちくしの 21』、『筑紫野市地域福祉計画』、『筑紫野市障害者福祉長期行動計画』、『第 2 次ちくしの男女共同参画プラン（後期）』、『筑紫野市子ども条例』などと整合性を図りながら実施するものです。

なお、この事業は母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画」、及び「放課後子ども総合プラン」としても位置づけるものとします。

（2）事業の体系

No.	基本施策	基本事業
1	地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実
		2 保育サービスの充実
		3 子育て支援のネットワークづくり
		4 子どもの健全育成 ①児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成 ②放課後子ども総合プラン
		5 地域における人材育成
		6 その他
2	母性並びに子どもの健康の確保及び増進	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
		2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		3 「食育」の推進
		4 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
		5 小児医療の充実
3	子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成
		2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④信頼される学校づくり ⑤幼児教育の充実

No.	基本施策	基本事業
3	子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	3 家庭や地域の教育力の向上 ①豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上
		4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		5 人権施策の推進
4	子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保
		2 良好な居住環境の確保
		3 安全な道路交通環境の整備
		4 安心して外出できる環境の整備 ①公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 ②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ③子育て世帯への情報提供
		5 安全・安心まちづくりの推進等
5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
		2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
6	子どもの安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ①交通安全教育の推進 ②チャイルドシートの正しい使用の徹底 ③自転車の安全利用の推進
		2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		3 被害に遭った子どもの保護の推進
7	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	1 児童虐待防止対策の充実 ①関係機関との連携及び市における相談体制の強化 ②発生予防、早期発見、早期対応等 ③社会的養護施策との連携
		2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
		3 障がい児施策の充実等
8	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	1 妊産婦等の地域の実情に応じたニーズへの対応
		2 ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援

編集・発行

筑紫野市 健康福祉部 子育て支援課

〒818-8686 筑紫野市二日市西一丁目1番1号

電話 092-923-1111 (代表)

発行年月

平成27年3月